

景観形成地区における景観形成基準
土居地区

項 目		内 容	
建 築 物	高 さ	建築物の高さは原則として2階建以下とする。	
	屋 根	1. 和風式の傾斜屋根とする。 2. 勾配は、4/10～5/10程度とする。 3. 材料及び色彩 日本瓦（いぶし銀、灰色つや消し）、洋瓦（濃灰色）、着色石綿スレート平板（濃灰色）、その他これに類するものとする。	
	意 匠	1. 仕上げ（材料） 漆喰壁、土壁、板張り、合板下地砂壁状吹き付け材、その他これに類するもので周辺の景観に調和するものとする。 2. 色彩 漆喰の白、土壁や木の自然色を基準とし、鮮やかな原色は避け、周辺の景観に調和する色彩とする。	
工 作 物	意 匠	開 口 部	1. 位置及び形態は、建築物全体の外観と調和すること。 2. 建具の色彩は、木製については生地仕上げまたは褐色系統とし、アルミ製等は木製生地、ブロンズ色、黒色系統とする。 3. 面格子、棹、戸袋、雨戸、手摺等は木製または木製に近い色彩とする。
		—	1. 通りに面して設置する塀等は、生垣、板塀、漆喰塀、竹塀等自然的要素の素材の使用に努める。 2. コンクリートブロック等を使用する場合は、目地潰しのうえ砂壁状吹き付け等で仕上げるものとする。
屋 外 広 告 物	意 匠	—	1. 材料、色彩ともに周辺の景観と調和するものとする。 2. 原則として表示面積が4㎡、または縦横それぞれの長さが4mを超えるものは表示または設置を禁止するものとする。 （高知県屋外広告物条例第1種禁止地域）
そ の 他	—	—	1. 敷地内は植栽に努める。 2. 建築物に附属するもので屋外に設置するものは、外観を考慮して設置する。